



愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

平成19年6月22日金曜日 第1872号

◇ 目 次 ◇
告 示

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計	
画(愛媛県)	705
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基	
準	707
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等	731
医療機関の指定	731
指定医療機関の廃止の届出	732
指定医療機関の辞退	732
介護機関(居宅介護事業者)の指定	732
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定	733
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定	733
介護機関(介護予防事業者)の指定	733
介護機関(地域包括支援センター)の指定	738
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定	738
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更	738
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更	739
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更	739
指定介護機関(居宅予防事業者)の辞退	740
指定介護機関(居宅介護事業者)の辞退	740
指定障害福祉サービス事業者の指定(6件)	740
土地改良区役員の就退任の届出(3件)	741
土地改良区の定款変更の認可	743
道路の供用開始(一般国道 494 号)	743
道路の区域変更(県道串内子線)	743
道路の供用開始(")	743
道路の区域変更(県道長浜中村線)	743
道路の供用開始(県道内子河辺野村線)	744
道路の区域変更(県道広見吉田線)	744
道路の供用開始(")	744
開発行為に関する工事の完了	744
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告	745
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告	745
選挙管理委員会告示	
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数	746
雑報	
落札者等の告示	746
正誤	
平成19年3月30日付け第1848号愛媛県規則第9号(愛媛県職員委	
員会規則等の一部を改正する等の規則)中	746

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

5 示

○愛媛県告示第1127号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のとおり定めた。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(愛媛県)

この総量削減計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) 第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内 海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項に規 定する区域のうち愛媛県の区域について、窒素含有量及びりん含有 量については水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表 第2第3号ルに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的 酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬 戸内海)に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定 めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表 1 発生源別の削減目標量

		(参考)
区分	削減目標量	平成16年度における量
	(トン/日)	(トン/日)
生活排水	15	17
産業排水	41	41
その他	7	7
合 計	63	65

(2) 窒素含有量について

表 2 発生源別の削減目標量

		(参考)
区分	削減目標量	平成16年度における量
	(トン/日)	(トン/日)
生活排水	9	9
産業排水	9	9
その他	48	48
合 計	66	66

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

		(参考)
区分	削減目標量	平成16年度における量
	(トン/日)	(トン/日)
生活排水	0.8	8.0
産業排水	a 0	a 0
その他	3.6	3 6
合 計	5.0	5.0

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

瀬戸内海の削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活排水についても、適正かつ効率的に処理しなければならない。このため、市町等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、排水処理の高度化の促進及びこれらの施設の適正な維持管理を徹底するなど、生活排水対策を計画的に推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備等

下水道については、社会資本整備重点計画との整合性を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとと もに、水洗化の促進を図る。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、公共用水域の状況を勘案しつつ、高度処理の導入を推進する。

なお、合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、その改善を推進する。

表 4 下水道整備計画

年度	指定地域内行政人口 (千人)	指定地域内処理人口 (千人)
21	1 <i>4</i> 55	706 [6]

[]書きは、高度処理人口を示す(内数)。

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の活用等により、合併処理浄化槽の整備、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、規模の大きなものに対しては、高度処理施設の導入を指導する。

また、地域の実情に応じて農業集落排水施設、漁業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの整備の促進を図る。

し尿処理施設については、将来の改造計画に合わせて、高度処理施設の導入を指導するとともに、施設の適正な維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努める。

なお、浄化槽については、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び愛媛県浄化槽取扱 指導要綱(昭和60年9月28日制定)等に基づき、適正な設置 並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、 排水水質の安定及び向上に努める。

ウ 一般家庭における生活排水対策

一般家庭から排出される生活排水による削減目標量を達成するため、愛媛県生活排水対策推進要領(平成3年3月15日制定)に基づき、市町等と協力し、家庭でできるくらしの工夫による生活雑排水対策の普及を促進するとともに、生活排水対策重点地域においては、生活排水の処理施設の整備を促進し、計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。

(2) 産業系排水対策

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質等の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた取組とその難易度、原材料等の使用の実態、費用対効果等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。

なお、新増設の施設については、既設の施設に比べ、より 高度な排水処理技術の導入が可能であることにかんがみ、特 別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の抑制を図る。

Cc等の値等については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年10月環境省告示第134号)、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年10月環境省告示第135号)及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成18年10月環境省告示第136号)により定めるものとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場又は事業場のうち、排出される汚濁負荷量が比較的大きいものについては、汚水等の処理方法に関し必要に応じ報告徴収、立入検査等を行い、排出水の特性等の実態の把握に努めるとともに、小規模事業場排水対策マニュアル(平成13年3月環境省環境管理局)、小規模事業場排水処理指導の手引き(昭和58年3月31日制定)等に基づいて、排水処理施設の設置等の指導を行う。

その他の事業場については、排出水の実態を把握するための調査を実施し、その結果に基づいて必要な指導等を行う。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえてきめ細かな対策を講ずるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、削減目標量の達成を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)、愛媛県環境保全型農業推進基本方針(平成6年3月28日制定)等に基づき、肥料の施用量の低減を図ること等により、環境保全型農業を推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画(平成12年10月27日制定)等に基づき、畜産農家と耕種農家との連携による家畜排せつ物の農地還元を行うとともに、巡回指導等によ

り適正な家畜排せつ物の処理施設の設置及び管理技術の指導 に努める。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)魚類養殖管理要領(昭和53年2月4日制定)漁業者等が自ら定める沿岸漁場の環境保全対策実施要領

でである。 愛媛県漁業協同組合連合会 (昭和56年6月13日 愛媛県かん水養魚協議会

づき、給館量の制限、汚濁負荷の少ない飼館料の使用の促進 等を図るとともに、養殖漁場の状態を把握し、過密養殖とな らないよう養殖施設の適正配置を行うなど、養殖漁場の適正 利用を推進する.

また、養殖漁場の水質及び底質の改善を図るため、地域の 実情に応じて、漁場清掃等の適切な措置を講ずる。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 水質浄化事業の推進

ア 河川・水路の浄化施設整備

河川・水路における水質を改善するため、河川直接浄化施 設等の整備を必要に応じ行う。

イ 底質改善事業の推進

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、汚泥がたい積 した河川、海域等の浚渫等を必要に応じ行う。

(2) 人工海浜、干潟等の造成・保全

砂浜、干潟・浅場及び藻場の造成、干潟及び藻場の保全等を 必要に応じ行う。

(3) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び削減目標量の達成状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、監視体制の充 実を図る。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量測定機器の整備及び測定技術の向上を指導するとともに、立入検査の実施及び報告の徴収により、総量規制基準の遵守状況の監視、指導等を行う。

(4) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、県民及び事業者の理解と協力が必要である。このため、水質汚濁防止について正しい認識を深め、水質汚濁防止に努めてもらうよう、関係市町と協力し、教育及び啓発を行うことにより、削減目標量の達成に努める。

県民に対しては、県及び市町の広報誌、ホームページ等により、ごみの不法投棄の防止、厨芥の流出防止の励行等、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努める。

事業者に対しては、特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会等を通じて、各種講習会を開講することにより、この総量削減計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、削減目標量達成のための努力等の協力を要請していくこととする。

なお、これらの事業については、関係府県及び社団法人瀬戸 内海環境保全協会等の協力を得て、その効果を増すよう努める。

(5) 調査研究体制の整備

この総量削減計画を円滑に推進するため、必要な調査研究の

拡充に努めるものとする。

(6) 中小企業への助成措置等

中小企業への融資制度等を活用し、水質汚濁防止施設の整備 促進及び技術指導に努めるものとする。

○愛媛県告示第1128号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行し、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準(平成14年7月愛媛県告示第1322号)は、平成19年8月31日限り廃止する。ただし、同年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cm、Cci、Cci、Cci、Cn、Cm、Cni、Cp、Cp及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、同日から平成21年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、瀬戸内海環境保全特別措置法 昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。)第5条第1項に規定する区域のうち、愛媛県の区域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下1において「指定地域内事業場」という。)とする。

(2) 総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場(同	
	日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のう	
1	ち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による	Lc = Cc ·
Ι'	許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届	Qc × 10 ⁻³
	出(以下「許可の申請等」という。)がされたものを含む。)	
	(次項に掲げるものを除く。)	
	昭和55年7月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請	
	等に係る特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)	Lc =(Ccj•
	が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内	Qcj + Cci •
2	事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日	Qci + Cco •
	以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日	Qm) ×
	前に許可の申請等がされたものを除く。)(次項から22の項	10 - 3
	までに掲げるものを除く。)	
	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行	
	令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭	
	和56年改正政令」という。)の施行により昭和57年7月1日	I C
3	前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和	$Lc = Cc \cdot $ $Qc \times 10^{-3}$
	56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場	QC X 10
	となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がさ	
	れたものを含む。)(次項に掲げるものを除く。)	
	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに	
	指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政	
	令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工	Lc =(Ccj•
	場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを	Qcj + Cci •
4	含む。)のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の	Qci + Cco •
	申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が	Qm) x
	変更されたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後	10 ⁻³
	新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に	
	許可の申請等がされたものを除く。)	
	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令	
	第 157 号。以下「昭和57年改正政令」という。)の施行によ	
	り昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工	Lc = Cc •
5	場又は事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新た	$0c \times 10^{-3}$
	に指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前	ØC X IU −
	に許可の申請等がされたものを含む。)(次項に掲げるもの	
	を除く。)	

			-
6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに 指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和57年改正政 令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工 場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを 含む。)のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の 申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が 変更されたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後 新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に 許可の申請等があるたる。	Lc = (Cd·Qd + Cd·Qd + Cd·Qd + Cd·Qd) × 10-3	
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。)の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。)(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに 指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政 令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工 場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを 含む。)のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の 申請等に係る特定施設が設置され、以特定施設の構造等が 変更されたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後 新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に 許可の申請等がされたものを除く。)	Lc = (Cd· Qd + Cd· Qd + Cd· Qd + Cd· Qd + Cd· Qd·) × 10 ⁻³	
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cci \cdot Qci + Cci \cdot Qci + Cci \cdot Qci + Ccc \cdot Qcc) \times 10^{-3}$	
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令 第240号。以下「平成3年改正政令」という。)の施行によ り新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に 掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	Lc = (Ccj • Qcj + Cco • Qco) × 10 - 3	
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する 政令(平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」と いう。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場 又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	
14	平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	Lc = (Ccj · Qcj + Cco · Qco) × 10 · 3	
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令 第173号。以下「平成10年改正政令」という。)の施行によ り新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に 掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後許可の申請等がされ、事該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc) \cdot Qcj + Ccc \cdot Qcc) \times 10^{-3}$	
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令 第412号。以下「平成11年改正政令」という。)の施行によ り新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に 掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	Lc = (Ccj · Qcj + Cco · Qco) × 10 · 3	
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成12年政令第391号。以下「平成12年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	
20	平成12年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成12年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工	Lc = (Ccj · Qcj + Cov · Qv) × 10 · 3	

21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
22	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	Lc = (Ccj · Qcj + Cco · Qco) × 10 · 3

- 備考 この表の右欄に掲げる式において、Lc、Cc、Qc、Cd、Cd、Cd、Co、Qd、Qd、Qd及びQmは、それぞれ次の値を表すものとする。
 Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cc 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(1)の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qc 特定排出水(排出水のうち、指定地域内事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Cd 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(3)の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cai 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(2)の欄に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - C∞ Ccと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qci 平成3年7月1日(12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成12年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)
 - Qci 昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量(Qciを除く。))(単位 1日につき立方メートル)
 - Qm 特定排出水の量(Qd及びQdを除く。)(単位 1日に つき立方メートル)
- 2 窒素含有量に係る総量規制基準
- (1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号ルに掲げる区域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上

場又は事業場

のもの(以下「指定地域内事業場」という。)とする。

(2) 総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指 定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出 される汚濁負荷量とする。

1		$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請 等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更 された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等 の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場 又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)	Ln = (Cni • Qni + Cno • Qm) × 10 · 3

- 備考 この表の右欄に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cm、Qni及びQmは、それぞれ次の値を表すものとする。
 - In 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cn 指定地域内事業場が属する別表第2業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表窒素含有量(1)の欄に掲げる 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Cni 指定地域内事業場が属する別表第2業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表窒素含有量(2)の欄に掲げる 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cm Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qni 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)
 - Qnn 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 1日につき立 方メートル)
- 3 りん含有量に係る総量規制基準
 - (1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、指定地域内事業場とする。

(2) 総量規制基準

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指 定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出 される汚濁負荷量とする。

1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。)(次項に掲げるものを除く。)	$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請 等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更 された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等 の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場 又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)	Lp = (Cpi · Qpi + Cpo · Qpo) × 10 · 3

- 備考 この表の右欄に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpは、それぞれ次の値を表すものとする。
 - Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cp 指定地域内事業場が属する別表第3業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表りん含有量(1)の欄に掲げる りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - ②p 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Cpi 指定地域内事業場が属する別表第3業種その他の区分

- の欄に掲げる区分ごとに同表りん含有量(2)の欄に掲げる りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Cpc Cpと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Qpi 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)
- (p) 特定排出水の量((p)を除く。)(単位 1日につき立 方メートル)

別表第1(1関係)

		化学	的酸素要	求量	
整理	業種その他の区分	単位 1リットル につきミリグラム			/# **
番号	業性での他の区分				備考
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	50	40	30	
					亚弗 0 年 0 日 1 日以後に駐ウ
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定 設の設置又は構造等の変更に り増加する特定排出水の量(日以後に設置される指定地域 事業場に係る場合にあっては 特定排出水の量)を除く特定 出水の量(以下「平成8年9 1日前の特定施設に係る量」
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除	40	40	30	いう。) にあっては、化学的 素要求量(3)の欄の値は、30と る。
8	く。) 水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
_					
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味そ製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項	40	40	30	
	までに掲げるものを除く。)		_	_	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39 40	冷凍調理食品製造業 そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係る	50 30	20 30	20 30	
	もの				
41	清涼飲料製造業	30	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	

46 47	インスタントコーヒー製造業 配合飼料製造業	20	20	20	
48	能合即科製這業 単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業		20		
-	有機員肥料製垣業 たばこ製造業	20		20	
50		30 30	20 30	20 30	
	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)				
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び	80	80	70	
	衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以				
	下同じ。)で整毛工程に係るもの				
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜	40	40	30	
	き、精練漂白、シルケット加工その他の染色				
	整理工程に付帯して行われる加工処理工程				
	(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」と				
	いう。)を含む。)に係るもの				
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理	80	80	80	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの				
	(前項に掲げるものを除く。)				
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整	90	90	90	
	理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るも				
	0				
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色	60	50	50	
	整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係る				
	もの				
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染	50	50	50	
	色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係				
	るもの				
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理	90	90	80	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの				
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物	40	40	40	
	製造工程に係るもの				
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るも	40	40	40	
	Ø				
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲	30	30	30	
	げるものを除く。)				
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパ	30	30	30	接着機洗浄水を循環するもの
	ーティクルボード製造業				あっては、化学的酸素要求量
					欄の値は、それぞれ同欄の川
					に従い、10、10、10とする。
75		20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	70	70	60	
, ,	アルノ表 世来、	'	'		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	60	60	60	
"	サルファイトパルプ製造工程に係るもの				
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	50	50	50	
/0	バルノ製垣業、洋紙製垣業又は 似 紙製垣業で グランドパルプ製造工程、リファイナーグラ	JU	00	JU	
	ンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパ				
	フトバルノ 製造工程 X は リーモ ス ガーガル バールプ 製造工程 に 係る もの				
70		140	120	120	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未	140	130	120	

	の(次項に掲げるものを除く。)				
00				200	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	80	80	80	
	さらしケミグランドパルプ製造工程(前工程				
	の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含				
	む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工				
- 1	程(前工程の未さらしセミケミカルパルブ製				
			1	I	
	造工程を含む。)に係るもの				
81	造工程を含む。)に係るもの パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 未さらしクラフトパルブ製造工程に係るもの	60	50	40	

		十八九八十〇	7,122,11				
	82	さらしクラフト/	詳紙製造業又は板紙製造業で パルプ製造工程(前工程の未 パルプ製造工程を含む。)に	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄 機を使用しているものにあって は、化学的酸素要求量(1)の欄の
		係るもの					値は、80とする。
	83	古紙を原料とする	詳紙製造業又は板紙製造業で るパルプ製造工程に係るもの	60	60	50	
		(次項に掲げるも					
	84	パルプ製造業、洋	詳紙製造業又は板紙製造業で	90	90	80	
		古紙を原料とし肌	说インキ又は漂白を行うパル				
		プ製造工程(前]	[程の離解工程を含む。)に				
		係るもの					
H	85		 詳紙製造業又は板紙製造業で	100	100	70	
	65			100	100	70	
			トのものを原料とするパルプ				
-		製造工程に係るも					
	86	パルプ製造業、洋	羊紙製造業又は板紙製造業で	50	40	40	
		グランドパルプ、	リファイナーグランドパル				
		プ又はサーモメカ	コニカルパルプを主原料とす				
		る洋紙製造工程((前工程のグランドパルプ、				
		リファイナーグラ	ランドパルプ又はサーモメカ				
			工程を有するものに限る。)				
			±上1±で日するひいに限る。)				
		に係るもの	(-)				
	87	パルプ製造業、	(1) 日平均排水量30,000立	30	20	20	
		洋紙製造業又は	方メートル以上のもの				
		板紙製造業で洋					
		紙製造工程に係	(*)				
		るもの(前項に	(2) 日平均排水量30,000立	50	20	20	
		掲げるものを除	方メートル未満のもの				
		(。)					
-			(a)				
	88	パルプ製造業、	(1) 日平均排水量30,000立	40	40	40	
		洋紙製造業又は	方メートル以上のもの				
		板紙製造業で板	(2) 日平均排水量30,000立	60	40	40	
		紙製造工程に係	·	00	40	40	
		るもの	方メートル未満のもの				
	89	機械すき和紙製造	· = 業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものに あっては、化学的酸素要求量(1)
							の欄の値は、70とする。
	90	手すき和紙製造業	<u> </u>	90	90	80	
	91	塗工紙製造業		20	20	20	
	92	段ボール製造業		40	40	40	
ı	93	重包装紙袋製造業	¥	70	70	70	
ŀ	94	セロファン製造業	**	40	40	40	
F	95	乾式法による繊維		40	40	40	
+	96		=100表	80	80	60	
-							
	97		氏製造業又は紙加工品製造業	30	30	30	
		, — — -	頁から前項までに掲げるもの				
		を除く。)					
	100	印刷業(新聞その	D他の出版物を印刷するもの	50	50	50	
		を含む。)			<u> </u>		
	101	製版業		50	50	50	
	102	窒素質・りん酸質		30	30	30	
l	103	複合肥料製造業	·	30	30	30	
 	104		前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
+	104	ソーダ工業	コュースにはいるこのとのかい。)	20	20	20	
-							
-	106	電炉工業		20	20	20	#AR#N# 7 50 4 4 4 - 1 - 1 - 1
	107	無機顏料製造業		20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあ
							っては、化学的酸素要求量の欄
							の値は、それぞれ同欄の順序に
					l		従い、60、60、50とする。
	108	無機化学工業製品		20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化
		のを除く。)					鉄(顔料を除く。)製造工程
		_					にあっては、化学的酸素要求
							量の欄の値は、それぞれ同欄
							の順序に従い、70、70、60と
							する。
							(2) 希硫酸による二酸化硫黄の

	平成19年6月22日	<u> </u>	- AQ	ᅏ	+ix	弗 I
					洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の 製造工程にあっては、化学的酸 素要求量の欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、190、190、 180とする。	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製 造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム 製造工程にあっては、化学的 酸素要求量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、50、 50、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程 にあっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、130、130、130 とする。	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の 項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40		
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工	

	十成17年 0 万22日				1100
					程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の 製造工程にあっては、化学的酸 素要求量の欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、190、190、 190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂 又はアクリロニトリル・ブタ ジエン・スチレン共重合樹脂 の製造工程にあっては、化学 的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、 50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあって は、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に 従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨン の製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテー トの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては、化学的配 素要求量(3)の欄の値は、70とす る。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
					i

	十成15年 0 万22日				154
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又は二トロ化合 の製造工程にあっては、化学
					酸素要求量の欄の値は、それれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
127	典本制件光	20	20	20	30C 9 8°
137	農薬製造業	30 120	30	20	
138	合成香料製造業		110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含	20	20	20	
4.40	む。)	40	- 10	40	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに 掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するもの
					あっては、化学的酸素要求量
					欄の値は、それぞれ同欄の順
					に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものに
					っては、化学的酸素要求量の
					の値は、それぞれ同欄の順序
					従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程	60	40	40	
	に係るもの				
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造	50	50	50	
	業				
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるも	30	30	30	
	のを除く。)				
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項か	10	10	10	
	ら前項までに掲げるものを除く。)				
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを	10	10	10	
	除く。)				
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあ
					ては、化学的酸素要求量の欄値は、それぞれ同欄の順序にい、40、30、30とする。
175	フェロアロイ制造業	20	20	20	ν., 1 ο, 2ο, 3ος 3 δο
	フェロアロイ製造業				
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを 除く)	10	10	10	
170	除く。)	20	20	20	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)	20	20	20	
	又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)				
170	のに限る。)	30	- 20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項	20	20	20	
	に掲げるものを除く。)				

180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	将 間 ロール 成 至 ル	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
_					
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から 前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	・	10	10	10	
195	に掲げるものを除く。)	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲	10	10	10	
133	げるものを除く。)	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デ	10	10	10	
	バイス製造業を含む。)				
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	10	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと 程度に下水を処理することが
					きる方法より高度に下水を処することができる方法により水を処理するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1
					することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1
210 211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160	30 30	20 30	20 20	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	30	30	20	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業	30 50	30 40	20	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	30	30	20	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業	30 50	30 40	20	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量
211 212 213	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店	30 50 50	30 40 40	20 30 30	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量
211 212 213 214	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店	30 50 50	30 40 40 40	30 30 30	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量
211 212 213 214 214	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業	30 50 50 50	30 40 40 40	30 30 30 30	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量
211 212 213 214 214 215 216 218	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業 リネンサプライ業 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 写真業(写真現像・焼付業を含む。)	50 50 50 50 40 40 60	40 40 40 40 40 60	30 30 30 30 30 60	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量
211 212 213 213 214 215 216 218 219	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業 リネンサプライ業 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 自動車整備業	50 50 50 50 40 40 60 20	40 40 40 40 40 60 20	30 30 30 30 30 60 20	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量
211 212 213 214 215 216 218 219 220	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業 リネンサプライ業 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 自動車整備業 病院	50 50 50 50 40 40 60 20 30	40 40 40 40 40 60 20 30	30 30 30 30 30 30 60 20 30	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする
211 212 213 213 214 215 216 218 219	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業 リネンサプライ業 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 自動車整備業 病院 し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政	50 50 50 50 40 40 60 20	40 40 40 40 40 60 20	30 30 30 30 30 60 20	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする
211 212 213 214 215 216 218 219 220	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業 リネンサプライ業 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 自動車整備業 病院	50 50 50 50 40 40 60 20 30	40 40 40 40 40 60 20 30	30 30 30 30 30 30 60 20 30	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする
211 212 213 214 215 216 218 219 220	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業 リネンサプライ業 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 自動車整備業 病院 し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政	50 50 50 50 40 40 60 20 30	40 40 40 40 40 60 20 30	30 30 30 30 30 30 60 20 30	することができる方法により 水を処理するものにあって値 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求る 及び(2)の欄の値は、30とする 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする とは、化学の酸素要求量 ない(2)の欄の値は、30とする をしては、化学の酸素要求量 ない(2)の欄の値は、30とする
211 212 213 214 215 216 218 219 220	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業 リネンサプライ業 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 自動車整備業 病院 し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算	50 50 50 50 40 40 60 20 30	40 40 40 40 40 60 20 30	30 30 30 30 30 30 60 20 30	することができる方法により 水を処理するものにあって値は 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1 15、15とする。 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要要する 平成18年2月1日以後に設置 たし尿浄化槽を使用するもの あっては、化学的酸素要求する とことであるでは、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする をしては、化学的酸素要求量 及び(2)の欄の値は、30とする をしては、化学の酸素である あっては、化学の酸素である をしては、化学の酸素である あっては、化学の酸素である あっては、化学の酸素である あっては、化学の酸素である が(2)の欄の値は、30とする とする といるとは、100 とする といるとは、100 とする といるとは、100 とする といるとは、100 といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると
211 212 213 214 215 216 218 219 220	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業 飲食店 宿泊業 リネンサプライ業 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 自動車整備業 病院 し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人	50 50 50 50 40 40 60 20 30	40 40 40 40 40 60 20 30	30 30 30 30 30 30 60 20 30	することができる方法により 水を処理するものにあっては 化学的酸素要求量の欄の値は それぞれ同欄の順序に従い、1

						れぞれ同欄の順序に従い、25、
222	の表に規定する算	ള基準法施行令第32条第1項 算定方法により算定した処理 以上500人以下のものに限る。)	50	50	30	25、25とする。 (1) 昭和55年7月建設省告示第 1292号が適用される前のもの にあっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、70、70、40と する。 (2) 平成18年2月1日以後に設 置したし尿浄化槽を使用する ものにあっては、化学的酸素 要求量(1)及び(2)の欄の値は、 30とする。
223	し尿処理業(し尿	R浄化槽に係るものを除く。)	40	30	20	(1) 日平均排水量が3,000立方 メートル未満のものにあって は、化学的酸素要求量(1)の欄 の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設 置されたものにあっては、化 学的酸素要求量(2)の欄の値は、 40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化 法、湿式酸化法又は活性汚泥 法に凝集処理法を加えた方法 より高度にし尿を処理するこ とができる方法によりし尿を 処理するものにあっては、化 学的酸素要求量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 20、20、10とする。
224	ごみ処理業		30	30	30	
225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業	(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	
228	と畜場		40	40	40	
229	中央卸売市場		20	20	20	
230	地方卸売市場		20	20	20	
231		K質汚濁防止法施行規則(昭 通商産業省令第2号)第1条 3ものをいう。)	20	20	20	
232	整理番号2の項	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10	
	から前項までに 分類されないも	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30	
	Ø	(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10	
		(4) 上水道業又は工業用水 道業に係るもの	10	10	10	
		(5) 生活排水に係るもの (日平均排水量400立方 メートル以上のもの)	30	30	30	
		(6) 生活排水に係るもの (日平均排水量400立方 メートル未満のもの)	50	50	40	
		(7) (1)から(6)までに分類さ れないもの	10	10	10	

別表第2(2関係)

	業種その他の区分	窒素部	含有量	
整理		∫ 単位 1	リットル	備考
番号		しにつきミ	リグラム	14年 15
		(1)	(2)	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	肉製品製造業	30	10	
6	到 製品製造業	20	10	

	十成15年 6 万22日			
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
_		20	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項	45	10	
14	•	45	10	
	までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵			
	品製造業を含む。)			
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
_				
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
-				
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項	20	10	
	- までに掲げるものを除く。)			
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造 業	20	10	
34	~	20	10	
35	めん類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係る もの	20	10	
11		20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
	A			
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び	20	10	
	衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以			
	下同じ。)で整毛工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜	20	10	
	き、精練漂白、シルケット加工その他の染色			
	整理工程に付帯して行われる加工処理工程			
	(以下この表において「染色整理工程付帯加			
	工処理工程」という。)を含む。)に係るも			
	0			
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理	25	10	綿織物捺染工程にあっては、窒息
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			含有量(1)の欄の値は、60とする。
	(前項に掲げるものを除く。)			
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整	25	10	
"	理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るも			
	0			

	十成19年10月22日			
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色	20	10	
01	整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係る	20	10	
	もの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染	20	10	
	色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係			
	るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理	25	10	
05		25	10	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物	20	10	
	製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るも	20	10	
	Ø			
60		20	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲	20	10	
	げるものを除く。)			
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパ	20	10	
	ーティクルボード製造業			
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で		10	
70	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	20	10	
	溶解パルブ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	サルファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	グランドパルプ製造工程、リファイナーグラ			
	ンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパ			
	ルブ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未			
	さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るも			
	の(次項に掲げるものを除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
00		20	10	
	さらしケミグランドパルプ製造工程(前工程			
	の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含			
	む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工			
	程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製			
	造工程を含む。)に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの			
	(次項に掲げるものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未			
	さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に			
	係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの			
	(次項に掲げるものを除く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル			
	プ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に			
	係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ			
	製造工程に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	グランドパルプ、リファイナーグランドパル			
	プ又はサーモメカニカルパルプを主原料とす			
	る洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、			
	リファイナーグランドパルプ又はサーモメカ			
	ニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)			
	に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	20	10	
	洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるもの			
	を除く。)			
	を际く。)			

88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	製む水による繊維板製造業 繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
97	パルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるもの を除く。)	20	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	20	10	
101	製版業	20	10	
	24.0.711	-		()
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあっは、窒素含有量の欄の値は、れぞれ同欄の順序に従い、4030とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程あっては、窒素含有量の欄のは、それぞれ同欄の順序に従い200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、素含有量の欄の値は、それぞ同欄の順序に従い、1,500、100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
103		15	10	
104	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顏料製造業	50	40	ウキロはマネルムをよるナース
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	10	窒素又はその化合物を含有する 料を使用する工程にあっては、 素含有量の欄の値は、それぞれ 欄の順序に従い、50、40とする
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るもの	15	10	室素又はその化合物を原料とし 使用するものにあっては、窒素 有量の欄の値は、それぞれ同欄 順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料とし 使用するものにあっては、窒素 有量の欄の値は、それぞれ同欄 順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製 造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工 程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は 化助剤として使用するものにあ ては、窒素含有量の欄の値は、 れぞれ同欄の順序に従い、50、 とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料とし使用するものにあっては、窒素有量の欄の値は、それぞれ同欄順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の 項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料 して使用するものにあっては 窒素含有量の欄の値は、それ れ同欄の順序に従い、50、40 する。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出

	十成17年17月22日		7	- 107
				る工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順
115	1. 与 N - 本 / 荣 口	45	40	序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として 使用するものにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳 化助剤として使用するものにあっ ては、窒素含有量の欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳 化助剤として使用するものにあっ ては、窒素含有量の欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、50、40 とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨン の製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテー トの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として 使用するものにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
129	参料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138		15	10	
139	古八日 1 1 1 1 1 1 1 1 1	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	では、	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	

146	化学工業(整理番号102の項から前項までに 掲げるものを除く。)	15	10	
147	石油精製業	20	10	<u> </u>
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	-
149	コークス製造業	600	400	-
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程 に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	10	
154	なめし革製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
	板ガラス製造業	20		
156			10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造 業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	10	
100		20	10	+
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	碎石製造業 	20	10	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	
172	うわ薬製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあっては、 窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400 とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有 するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、55、40とする。
175	│ │ フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを 除く。)	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。

		十成17年 0 万22日			
	183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
	184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
	185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
	186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
	187	ブリキ製造業	15	10	
-	188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
-	189	めっき鋼管製造業	15	10	
	190 191	めっき鉄鋼線製造業 表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から	15 30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する
		前項までに掲げるものを除く。)			ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
	192	鍛鋼製造業	15	10	
-	193	鍛工品製造業	15	10	
-	194	铸鋼製造業 	15	10	
	195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項 に掲げるものを除く。)	15	10	
-	196	鋳鉄管製造業	15	10	
-	197 198	可鍛鋳鉄製造業 一 鉄粉製造業	15 15	10	
	199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有する ものにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、55、40とする。
	200	非鉄金属製造業	20	10	
	201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、 窒素含有量の欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、60、50とする。
	202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
ļ	203	一般機械器具製造業	20	10	
	204	プリント回路製造業	20	10	
	205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、70とする。
					20とする。

20		十成15年 0 万22日			
20	206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程(窒素 又はその化合物による表面処理施 設を設置するものに限る。)にあ っては、窒素含有量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、25、
25	207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程(時計側 を除く。)にあっては、窒素含有
21 22 25 25 25 25 25 25					(1) 標準活性汚泥法その他これと 同程度に下水中の窒素を除去で きる方法より高度に下水中の窒 素を除去できる方法により下水 を処理するもの(高濃度の窒素 を含有する汚水を多量に受け入 れて処理するものを除く。)に あっては、窒素含有量の欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、
1					(2) 高濃度の窒素を含有する汚水 を多量に受け入れて処理するも のにあっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順序に
25 15 15 15 15 15 15 15		共同調理場(学校給食法第5条の2に規定す			
25 15 15 15 15 15 15 15					
215					
216 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 25 15 218 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 25 15 219 自動車整備業 25 15 220 病院 25 15 221 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 1項 の表に規定する算定方法により算定した処理 対象人員が501人以上のものに限る。) 20 業種その他の区分の欄に規定する方法によりし尿を処理するもにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。 222 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 1項 の表に規定する算定方法により算定した処理 対象人員が201人以上500人以下のものに限る。) 40 20 業種その他の区分の欄に規定する第2条第3項第2号に規定する技術上の課金額準法施行令第32条第2号に対象を処理するもにあっては、窒素含有量の欄の値に、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。 223 し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) 25 15 嫌気性消化法、好気性消化法、対策化活及は活性汚泥法に凝集が理法を加えた方法より原を処理するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする方法によりし尿を処理するものにあっては窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とするで表方法によりし尿を処理するものにあっては窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする 224 ごみ処理業 25 15 225 廃油処理業 25 15 226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 40 20 227 死亡獣取業 25 15 227 死亡獣取典 25 15					
218 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 25 15 219 自動車整備業 25 15 220 病院 25 15 221 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 1 項 の表に規定する資定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。) 30 20 業種その他の区分の欄に規定すまを指しの場所を従い、こちたする方法によりし尿を処理するもとができる方法によりし尿を処理するもとができる方法によりり戻を処理するもとができる方法によりり戻を処理するもとができる方法によりり戻を処理するものとかできる方法によりり戻を処理するもとができる方法によりし尿を処理するもとができる方法によりし尿を処理するもとができる方法によりし尿を処理するもとができる方法によりし尿を処理するもとができる方法によりし尿を処理するもとができる方法によりし尿を処理するもとができる方法によりし尿を処理するもとができる方法によりし尿を処理するものにあっては、窒素含有量の欄の傾は、それぞれ同欄の順序に従い、こちを必定することができる方法によりし尿を処理するものにあっては窒素含有量の欄の値は、それぞは同欄の順序に従い、こりし尿を処理するものにあっては窒素含有量の欄の値は、それぞは同欄の順序に従い、20、10とする 223 し尿処理業 25 15 嫌気性消化法、対気性消化法、対し尿を処理するものにあっては窒素含有量の欄の値は、それぞは同欄の順序に従い、20、10とする 224 ごみ処理業 25 15 225 廃油処理業 25 15 226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 40 20 227 死亡献取業 25 15					
25 15 15 25 15 25 15 25 15 25 15 25 15 25 15 25 15 25 15 25 2					
221 1					
の表に規定する算定方法により算定した処理 対象人員が501人以上のものに限る。) 222	220	病院	25	15	
の表に規定する算定方法により算定した処理 対象人員が201人以上500人以下のものに限る。) 対象人員が201人以上500人以下のものに限る。) 準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することがでる方法によりし尿を処理することがでる方法によりし尿を処理することがでる方法によりし尿を処理することができる方法によりにあっては、窒素含有量の欄の付は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。 223 し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) 25 15 嫌気性消化法、好気性消化法、対策性消化法、対策性活化法に凝集が理法を加えた方法より高度にしたを処理することができる方法に、りし尿を処理するものにあっては窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする224 ごみ処理業 25 廃油処理業 25 15 25 26 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 40 20 227 死亡献畜取扱業 25 15		の表に規定する算定方法により算定した処理	30		
224 ごみ処理業 25 15 225 廃油処理業 25 15 226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 40 20 227 死亡獣畜取扱業 25 15	222	の表に規定する算定方法により算定した処理	40	20	業種その他の区分の欄に規定する 表又は建築基準法施行令第32条第 3項第2号に規定する技術上の基 準を満たす構造のし尿浄化槽より 高度にし尿を処理することができ る方法によりし尿を処理するもの にあっては、窒素含有量の欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、 25、15とする。
225 廃油処理業 25 15 226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 40 20 227 死亡獣畜取扱業 25 15					嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) 40 20 227 死亡獣畜取扱業 25 15					
227 死亡獸畜取扱業 25 15					
228 と畜場 25 15			25	15	

229	中央卸売	中央卸売市場		15	
230	地方卸売	市場	25	15	
231	試験研究	機関(水質汚濁防止法施行規則第1	25	15	
	条の2各	号に掲げるものをいう。)			
232	整理番号	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	
	2 の項か	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業	20	10	
	ら前項ま	に係るもの			
	でに分類	(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	
	されない	(4) 上水道業又は工業用水道業に係	10	10	
	もの	るもの			
		(5) 生活排水に係るもの(日平均排	30	20	
		水量400立方メートル以上のもの)			
		(6) 生活排水に係るもの(日平均排	40	20	
		水量400立方メートル未満のもの)			
		(7) (1)から(6)までに分類されないも	10	10	
		の			

別表第3(3関係)

		りんき	含有量	
整理	業種スの供の区 八	∫ 単位 1	リットル)	供 李
番号	業種その他の区分	につきミ	リグラム	備考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	肉製品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除 く。)	8	1	
8	、。 / 水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9		3	1.5	
10	寒天製造業 魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11		3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項 までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。)	4	1 5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	王果丁製垣業 ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	スクット類・十果丁袋垣業 米菓製造業	3	1.5	
29	************************************	3	1.5	
2)	オン・果丁袋追来(登珪笛与2500頃から前頃までに掲げるものを除く。)	J	ا د ا	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
-	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1 5	
34	製類でんぷん製造業	3	1.5	
35	めん類製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚製造業	5	1	
38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係る	4	1 5	

41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1 5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び	2	1	
	衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以			
	下同じ。)で整毛工程に係るもの			
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜	2	1	
	き、精練漂白、シルケット加工その他の染色			
	整理工程に付帯して行われる加工処理工程			
	(以下この表において「染色整理工程付帯加			
	工処理工程」という。)を含む。)に係るも			
	Ø			
59		5	1	
J9		,	'	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
	(前項に掲げるものを除く。)			
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整	5	1	
	理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るも			
	0			
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色	5	1	
01	整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係る			
	もの	_		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染	2	1	
	色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係			
	るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理	5	1	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物	2	1	
	製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るも	2	1	
	0			
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲	2	1	
	げるものを除く。)			
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパ	2	1	
′ '			'	
	ーティクルボード製造業			
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
	溶解パルプ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
	サルファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
10			'	
	グランドパルプ製造工程、リファイナーグラ			
	ンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパ			
	ルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
	未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未			
	さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るも			
	の(次項に掲げるものを除く。)			
		_	_	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
	さらしケミグランドパルプ製造工程(前工程			
				1
	の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含			
	の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工			

		十成15年 0 月22日			- 107
Г	81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
	01	スルン表点来、 未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの	2	'	
\vdash		(次項に掲げるものを除く。)		_	
	82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
		さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未			
		さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に			
		係るもの			
	83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
		古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの			
		(次項に掲げるものを除く。)			
	84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
		古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル			
		プ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に			
		係るもの			
	85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
		木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ			
		製造工程に係るもの			
	86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
		グランドパルプ、リファイナーグランドパル	-		
		プ又はサーモメカニカルパルプを主原料とす			
		る洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、			
		リファイナーグランドパルプ又はサーモメカ			
		ニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)			
		に係るもの			
\vdash	07		2	1	
	87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
		洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるもの			
-		を除く。)	_		
	88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	2	1	
		板紙製造工程に係るもの			
	89	機械すき和紙製造業	2	1	
	90	手すき和紙製造業	2	1	
	91	塗工紙製造業	2	1	
	92	段ボール製造業	2	1	
	93	重包装紙袋製造業	2	1	
L	94	セロファン製造業	2	1	
	95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
<u> </u>	96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
	97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業	2	1	
		(整理番号76の項から前項までに掲げるもの			
L		を除く。)			
	100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するもの	2	1	
		を含む。)			
	101	製版業	2	1	
L	102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
L	103	複合肥料製造業	2	1	
L	104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
	105	ソーダ工業	2	1	
<u> </u>	106	電炉工業	2	1	
L	107	無機顔料製造業	2	1	
	108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるも	2	1	
		のを除く。)			
	109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒
		製造工程に係るもの			又は中和剤として使用するものに
					あっては、りん含有量の欄の値は、
					それぞれ同欄の順序に従い、65、
					4とする。
	110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒
		成染料・有機顔料製造工程に係るもの			又は中和剤として使用するものに
					あっては、りん含有量の欄の値は、
					それぞれ同欄の順序に従い、65、
					4とする。
	111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製	2	1	
L		造工程に係るもの			
	112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工	2	1	
		程に係るもの			

	十成15年 0 万22日			7 110
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒 又は中和剤として使用するものに あっては、りん含有量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、65、
	く。)に係るもの			4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の 項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒 又は中和剤として使用するものに あっては、りん含有量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、65、 4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒 又は中和剤として使用するものに あっては、りん含有量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、65、 4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項 から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨン の製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテー トの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
129	学科製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
_				
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含	2	1	
4:-	む。)			
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに 掲げるものを除く。)	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チュープ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
	ゼ/ス製造業 板ガラス製造業		1	
156		2		
157	板ガラス加工業	2	1	

	十成17年 0 万22日		7	· IP
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
		2		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造	2	1	
	業			
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるも	2	1	
	のを除く。)			
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項か	2	1	
	ら前項までに掲げるものを除く。)			
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
		2		
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを	2	1	
	除く。)	_		
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2	1	
172	うわ薬製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	- ラエログロー級に乗 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを	2	1	
	除く。)	_	'	
170		2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)		1	
	又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるも			
	のに限る。)			
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項	2	1	
	に掲げるものを除く。)			
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項	2	1	
	に掲げるものを除く。)			
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から	2	1	
	前項までに掲げるものを除く。)			
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195		2	1	
כנו			'	
100		2	4	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲	2	1	
	げるものを除く。)			
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物による表面処
				理施設を設置するものにあっては
				リん含有量(1)の欄の値は、4とす
				3。
		2	1	(1) 溶融めっき工程(りん又はそ
วกว			'	l
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)			│ の化合物による表面処理施設を
202	・ 本偶米品米垣業(削填に拘けるものを除く。)			
202	並属 衆面聚垣業(削填に拘りるものを除く。)			設置するものに限る。)にあっ
202	並属 衆面製垣業(削填に拘りるものを除く。)			設置するものに限る。)にあっては、りん含有量(1)の欄の値は
202	並属 衆面製垣業(削填に拘りるものを除く。)			設置するものに限る。)にあっ
202	並属 製品製垣業(削填に拘けるものを除く。)			設置するものに限る。)にあっては、りん含有量(1)の欄の値は4とする。 (2) アルマイト加工工程(りん)
202	並属 製品製垣業(削填に拘りるものを除く。)			設置するものに限る。)にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、
202	並属 製品製垣業(削填に拘り のも のを味く。)			設置するものに限る。)にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、4 とする。 (2) アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施
202	並属 製品製垣業(削填に拘り のも のを味く。)			設置するものに限る。)にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、 4 とする。 (2) アルマイト加工工程(りん又

203	一般機械器具製造業	2	1	
204	プリント回路製造業	2	1	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除	2	1	民生用電気機械器具製造工程(リ
	き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デ			ん又はその化合物による表面処理
	バイス製造業を含む。)			施設を設置するものに限る。)に
				あっては、りん含有量(1)の欄の値
				は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程(りん
				又はその化合物による表面処理施
				設を設置するものに限る。)にあ
				っては、りん含有量(1)の欄の値は、
				4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1 5	(1) 標準活性汚泥法その他これと
				同程度に下水中のりんを除去で
				きる方法より高度に下水中のり
				んを除去できる方法により下水
				を処理するもの (高濃度のりん
				を含有する汚水を多量に受け入
				れて処理するものを除く。)に
				あっては、りん含有量の欄の値
				は、それぞれ同欄の順序に従い、
				1、1とする。
				を多量に受け入れて処理するも
				の(標準活性汚泥法その他これ
				と同程度に下水中のりんを除去
				できる方法により下水を処理す
				るものに限る。)にあっては、
				りん含有量の欄の値は、それぞ
				れ同欄の順序に従い、3、2と
	als Vertex at Mr	_	_	する。
210 211	空瓶卸売業 共同調理場(学校給食法第5条の2に規定す	4	2 2	
411	共回調理場(子校結長法弟3宗の2に規定9 る施設をいう。)	4		
212	の心放をいう。) 弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
213	か 食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	5	1	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2	
219	自動車整備業	4	2	
220	病院	4	2	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項	4	2	業種その他の区分の欄に規定する
	の表に規定する算定方法により算定した処理			表又は建築基準法施行令第32条第
	対象人員が501人以上のものに限る。)			3項第2号に規定する技術上の基
				準を満たす構造のし尿浄化槽より
				高度にし尿を処理することができ
				る方法によりし尿を処理するもの
				 にあっては、りん含有量の欄の値
				は、それぞれ同欄の順序に従い、
				3、1とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項	4	2	業種その他の区分の欄に規定する
	の表に規定する算定方法により算定した処理			表又は建築基準法施行令第32条第
	対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)			3項第2号に規定する技術上の基
	WAS CALL TO COLUMN (AND COLUMN OF)			準を満たす構造のし尿浄化槽より
				幸を洞たり構造のし脉が化情より 高度にし尿を処理することができ
l				
				る方法によりし尿を処理するもの
				にあっては、りん含有量の欄の値
				は、それぞれ同欄の順序に従い、
				3、1とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	3	1	
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	3	1	3、1とする。
223	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)	3	1	3、1とする。 嫌気性消化法、好気性消化法、湿

					りし尿を処理するものにあっては、
					りん含有量(1)の欄の値は、2とす
					వ 。
224	ごみ処理	業	4	2	
225	廃油処理	業	4	2	
226	産業廃棄	物処理業 (前項に掲げるものを除く。)	4	1	
227	死亡獣畜	取扱業	4	2	
228	と畜場		4	2	
229	中央卸売	市場	4	2	
230	地方卸売	市場	4	2	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1		4	2	
	条の2各号に掲げるものをいう。)				
232	整理番号	(1) 金属鉱業に係るもの	1	1	
	2 の項か	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業	5	1	
	ら前項ま	に係るもの			
	でに分類	(3) 石こう製品製造業に係るもの	1	1	
	されない	(4) 上水道業又は工業用水道業に係	1	1	
	もの	るもの			
		(5) 生活排水に係るもの(日平均排	5	2	
		水量400立方メートル以上のもの)			
		(6) 生活排水に係るもの(日平均排	5	2	
		水量400立方メートル未満のもの)			
		(7) (1)から(6)までに分類されないも	1	1	
		の			

○愛媛県告示第1129号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び四国中央保健所並びに四国中央市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

大王製紙株式会社

四国中央市三島紙屋町 2番60号

代表取締役 二神勝利

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所四国中央市三島紙屋町5番1号

- 3 産業廃棄物処理施設の種類
- (1) 廃プラスチック類の焼却施設
- (2) 廃プラスチック類の焼却施設
- (3) 廃プラスチック類の焼却施設
- (4) 汚泥、廃プラスチック類及びその他の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (1) 廃プラスチック類
- (2) 廃プラスチック類
- (3) 廃プラスチック類
- (4) 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず
- 5 申請年月日

平成19年5月17日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、 縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、 愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名
 - イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上 の見地からの意見
- (2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び四国中央保健所

○愛媛県告示第1130号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年 6 月22日

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
かまくら歯科ク リニック	医療法人 かまくら歯科ク リニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年 5 月 1 日
かどた内科	医療法人 かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635 番地 2	平成19年 5 月 1 日
木谷耳鼻咽喉科	医療法人 木谷耳鼻咽喉科	伊予郡砥部町麻生1番地3	平成19年 5 月 1 日
中川こころのク リニック	医療法人 中川クリニック	今治市北日吉町一丁目 2 番11号	平成19年 5 月 1 日
平林胃腸クリニック	医療法人 平林胃腸クリニ ック	今治市河南町二丁目 6番 20号	平成19年 5 月 1 日
加藤医院	医療法人 豊 会	新居浜市松原町12番44号	平成19年 5 月 1 日
キッズクリニッ クパパ	医療法人 ドクターパパ	西条市周布486番地 3	平成19年 5月1日
和田内科·皮膚 科	医療法人 和田内科・皮膚 科	西条市大町84番地15	平成19年 5月1日
深田歯科医院	深田晃年	西条市小松町新屋敷甲32 3 - 1	平成19年 5月7日

吉井歯科クリニ	吉 井 隆 志	四国中央市金生町下分99	平成19年
ック		3番地 1	5月1日
みのり薬局	株式会社	西予市宇和町卯之町一丁	平成19年
	西予ファーマシ	目378	5 月28日

○愛媛県告示第1131号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設又	と者 は	の氏名	名称	所 在 地	廃 止 年月日
かまくら歯科ク リニック	鎌	倉		聡	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年 5 月 1 日
かどた内科	門	田	富	史	伊予郡砥部町高尾田635 番地 2	平成19年 5 月 1 日
木谷耳鼻咽喉科	木	谷	伸	治	伊予郡砥部町麻生 1 番地 3	平成19年 5 月 1 日
中川こころのク リニック	中	Ш		学	今治市北日吉町一丁目 2 番12号	平成19年 5 月 1 日
内科・消化器科 平林胃腸クリニ ック	平	林	靖	±	今治市河南町二丁目 6 番 20号	平成19年 5 月 1 日
石川小児科	石	Ш	達	徳	宇和島市中央町1-3-	平成19年 5月1日

加藤医院	加藤豊雄	新居浜市松原町12番44号	平成19年 5月1日
キッズクリニッ クパパ	福崎良	西条市周布486番地 3	平成19年 5月1日
和田内科・皮膚 科	和田佳文	西条市大町84番地15	平成19年 5月1日
深田歯科医院	深田晃年	西条市小松町新屋敷甲31 7-3	平成19年 5月7日
あかり調剤薬局	有限会社 周桑調剤薬局	西条市円海寺1番地2	平成19年 5月1日
吉井歯科クリニ ック	吉 井 隆 志	四国中央市金生町下分13 04番地	平成19年 5月1日
藤沢医院	藤沢勝之	西予市宇和町卯之町四丁 目336	平成19年 1 月20日

○愛媛県告示第1132号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、 次のとおり指定医療機関の辞退があった。

- 141. - C. (11 - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - - 141. - -

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の 又 は)氏名 名 称	所	在	地	辞年月	退日
岩崎クリニック	岩崎	統	新居浜ī 4番19	市喜光地町 号	丁一丁目	平成1 ⁶ 7月6	

○愛媛県告示第1133号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成19年6月22日

	T			
介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	11 2 7 7 1
株式会社アコンプリシ -	松山市久万ノ台176番地 3	夜間対応型訪問介護ステーション笑歩会	宇和島市保田甲983番地 5	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人吾子苑	宇和島市吉田町立間尻甲747番地	サンランド訪問介護事業所	宇和島市吉田町立間尻甲727 番地 1	平成19年 5 月10日
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙8番地2	デイ・サービスセンター「む らまつ」	四国中央市村松町781 - 1	平成19年 4 月27日
盛次義隆	伊予郡松前町筒井1579 - 1	Dr.盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540	平成19年 5 月 1 日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	ケア・サポート	今治市近見町一丁目 7 番50号	平成19年 5 月15日
医療法人岩村外科胃腸科	宇和島市吉田町魚棚20番地3	グループホームよしの里	宇和島市吉田町魚棚20番地 5	平成19年 5 月25日
医療法人いしまる皮ふ科	新居浜市中村松木一丁目7番 8号	いしまる皮ぶ科	新居浜市中村松木一丁目7番 8号	平成19年 5 月 1 日
株式会社プラスタア	西条市三津屋51番地 2	ベストケア・デイサービスセ ンター東予	西条市円海寺247 - 7	平成19年 5 月24日
近藤文雄	西予市宇和町卯之町一丁目37 6-2	近藤医院	西予市宇和町卯之町一丁目37 6-2	平成19年 5 月28日

社会福祉法人心生会	四国中央市三島金子二丁目 5 番23号	ヘルパーステーションオリー ブ	四国中央市三島金子二丁目 5 番23号	平成19年 4 月16日
株式会社ケイアンドワイ	四国中央市三島金子一丁目 1 番21号	訪問介護サービスこころ	四国中央市中之庄町398番地 2 しのながビル2 F	平成19年 5 月14日
ヒカリメディカルサービス有 限会社	四国中央市中之庄町398番地 1	デイサービスひかり	四国中央市三島金子一丁目 4 番31号	平成19年 5 月14日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目 4 番23号	J A うまデイサービスセンタ ーあったか荘土居	四国中央市土居町土居885番 地の1	平成19年 5 月15日

○愛媛県告示第1134号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	* = = = =
介護支援事業者)の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社しんくら	北宇和郡鬼北町大字近永1352 番地	居宅介護支援事業所アシスト	北宇和郡鬼北町大字近永1352 番地	平成19年 5 月 8 日
N P O法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	ケア・サポート	今治市近見町一丁目 7 番50号	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人宝集会	新居浜市荷内町 6 番21号	宝寿園	新居浜市荷内町 6 番21号	平成19年 4 月25日
特定非営利活動法人アクティ ブボランティアセンター阿蔵 の森	大洲市阿蔵甲1961番地 1	居宅介護支援事業所阿蔵の森	大洲市阿蔵甲1961番地 1	平成19年 5 月10日
特定非営利活動法人バンスリーエイド	四国中央市川之江町3314番地 32	宇摩ライブインネットワーク 居宅介護支援事業所	四国中央市川之江町3314番地 32	平成19年 5 月15日

○愛媛県告示第1135号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定福祉用具販売事業者)を次のように指定した。 平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(特定福祉用 具 販 売 事 業 者)	主たる事務所の	特定福祉用具販売	事業を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	JAえひめ南福祉用具貸与事 業所	宇和島市丸之内五丁目 5 番11号	平成19年 4 月 1 日
株式会社すみれ	新居浜市新須賀町三丁目 1 番 50号	福祉用具貸与事業所すみれ	新居浜市新須賀町三丁目 1 - 50	平成19年 4 月18日
フランスベッドメディカルサ ービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25 番1号	フランスベッドメディカルサ ービス株式会社四国中央営業 所	四国中央市妻鳥町980 - 1森 商第二ビル1F	平成19年 5 月22日

○愛媛県告示第1136号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成19年6月22日

介護機関(介護	主たる事務所の	介護予防事業	を行う事業所	
予防事業者) の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社コミュニティーハウ ス	松山市高砂町四丁目57番地6	ヘルパーステーションのどか	 伊予郡松前町大字北黒田字石 山173番地 1	平成19年 5 月 3 日
有限会社コミュニティーハウ ス	松山市高砂町四丁目57番地6	デイサービスセンターのどか	伊予郡松前町大字北黒田字石 山173番地 1	平成19年 5 月14日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J Aえひめ南ホームヘルプサ ービス事業所	宇和島市丸之内五丁目 5 番11号	平成19年4月1日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	JAえひめ南訪問入浴介護事 業所	宇和島市丸之内五丁目 5 番11号	平成19年4月1日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南デイサービスセ ンターみなみの里	宇和島市丸之内五丁目 5番11号	平成19年4月1日
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	JAえひめ南福祉用具貸与事 業所	宇和島市丸之内五丁目 5 番11号	平成19年4月1日
社会福祉法人吾子苑	宇和島市吉田町立間尻甲747 番地	サンランド訪問介護事業所	宇和島市吉田町立間尻甲727 番地 1	平成19年 5 月10日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会ヘルパ ーセンター	西条市周布606番地 1	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会ヘルパ ーセンター西条	西条市神拝甲324番地 2	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会ヘルパ ーセンター小松	西条市小松町新屋敷乙48番地 1	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会訪問入 浴センター	西条市周布606番地 1	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会訪問人 浴センター西条	西条市神拝甲324番地 2	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社協デイサービスセン ターひまわり	西条市周布606番地 1	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社協デイサービスセン ターさくら	西条市丹原町来見乙26番地 2	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社協デイサービスセン ターつばき	西条市小松町新屋敷乙48番地 1	平成19年 5 月 1 日
社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙8番地2	デイ・サービスセンター「む らまつ」	四国中央市村松町781 - 1	平成19年 4 月27日
医療法人繁愛会	四国中央市上分町732番地 1	ヘルパーステーションいしか わ	四国中央市上分町716番地 2	平成19年 5 月 1 日
医療法人繁愛会	四国中央市上分町732番地 1	訪問看護ステーションいしか わ	四国中央市上分町716番地 2	平成19年 5 月 2 日
医療法人繁愛会	四国中央市上分町732番地 1	一般型通所介護いしかわ	四国中央市上分町738番地 2	平成19年 5 月 1 日
有限会社大正ワーク	新居浜市本郷一丁目 5 - 37	デイサービスセンター・スマ イル	四国中央市土居町土居1105 - 1	平成19年 5 月10日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスン宇和町ケア センター	西予市宇和町下松葉457ヒロ ハイツ102号	平成19年 5 月10日

医療法人辻井循環器科内科	東温市田窪2030番地	通所介護はあと	東温市田窪2030番地	平成19年 5 月11日
医療法人辻井循環器科内科	東温市田窪2030番地	グループホームつじい	東温市田窪253 - 2	平成19年 5 月11日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	弓削訪問介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削218 番地の2	平成19年 5 月17日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岩城訪問介護事業所	越智郡上島町岩城2239番地	平成19年 5 月17日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	岩城通所介護事業所	越智郡上島町岩城2239番地	平成19年 5 月17日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	生名訪問介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の 3	平成19年 5 月17日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町岩城2239番地	生名通所介護事業所	越智郡上島町生名2133番地の 3	平成19年 5 月17日
有限会社アンジェロ	松山市別府町3-27	223	伊予郡松前町大間225	平成19年 5 月15日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協介護サービスセン ター	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協介護サービスセン ター玉川	今治市玉川町大野甲86番地 1	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協介護サービスセン ター大島	今治市宮窪町宮窪3544番地2	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協介護サービスセン ター伯方	今治市伯方町木浦甲3930番地 1	平成19年 4 月 1 日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協介護サービスセン ター大三島	今治市大三島町野々江2435番 地 2	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協デイサービスセン ター朝倉	今治市朝倉下乙112番地 2	平成19年 4 月 1 日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協デイサービスセン ター波方	今治市波方町樋口甲264番地 1	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協デイサービスセン ター菊間	今治市菊間町池原34番地	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協デイサービスセン ター関前	今治市関前岡村甲2525番地第 1	平成19年4月1日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	今治市社協デイサービスセン ター上浦	今治市上浦町甘崎3878番地1	平成19年4月1日
社会福祉法人興風会	今治市大西町紺原甲290番地 1	幸風園	今治市大西町紺原甲290番地 1	平成19年4月1日
医療法人かとう内科	今治市立花町一丁目10番5号	かとう内科	今治市立花町一丁目10 - 5	平成19年4月1日
医療法人平成会	今治市片山三丁目 1番40号	医療法人平成会山内病院	今治市片山三丁目 1番40号	平成19年 4 月13日
医療法人平成会	今治市片山三丁目 1 番40号	ふれあい	今治市常盤町八丁目4-31	平成19年4月1日

有限会社ウェルケアサービス	今治市恵美須町二丁目 2 番地 の 1	ウェル	今治市恵美須町二丁目2-1	平成19年4月1日
有限会社ウェルケアサービス	今治市恵美須町二丁目 2 番地 の 1	ウェルすまいる	今治市恵美須町二丁目2-1	平成19年4月1日
株式会社グリップ	今治市大西町九王甲1520	グリップ大西	今治市大西町九王甲1520	平成19年4月1日
医療法人陽成会	今治市拝志 1 番26号	広瀬病院	今治市拝志 1 - 26	平成19年5月8日
医療法人陽成会	今治市拝志 1 番26号	ホームヘルパーステーション ヒロセ	今治市国分七丁目4番1号	平成19年 5 月 8 日
医療法人陽成会	今治市拝志 1 番26号	訪問看護ステーションヒロセ	今治市国分七丁目4番1号	平成19年 5 月 8 日
医療法人陽成会	今治市拝志 1 番26号	介護老人保健施設ヒロセ	今治市国分七丁目4番1号	平成19年 5 月 8 日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	ケア・サポート	今治市近見町一丁目7番50号	平成19年 5 月15日
株式会社アコンプリシー	松山市久万ノ台176 - 3	訪問介護ステーション笑歩会	宇和島市保田甲983 - 5	平成19年 5 月21日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	ヘルパーステーションお茶屋 の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	平成19年 5 月15日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	デイサービスセンターお茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8 番23号	平成19年 5 月15日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目 9 番 9 号	デイサービスのんびりさん	新居浜市桜木町8番37号	平成19年 5 月21日
有限会社光タクシー	新居浜市喜光地町二丁目 2 番 22号	光介護サービス	新居浜市喜光地町一丁目 6 番 35号	平成19年 5 月22日
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地 1	J A 西条ホームヘルパーステ ーション	西条市大町200番地 1	平成19年 5 月16日
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地 1	JA西条デイサービスセンタ ーいずみの里	西条市大町200 - 6	平成19年 5 月16日
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地 1	JA西条福祉用具サービス	西条市大町200 - 1	平成19年 5 月16日
社会福祉法人聖風会	西条市氷見丙195番地	指定通所介護事業所デイサー ビスセンター光風館	西条市氷見丙195	平成19年 5 月24日
株式会社プラスタア	西条市三津屋51番地 2	ベストケア・デイサービスセ ンター東予	西条市円海寺247 - 7	平成19年 5 月24日
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	大洲市大洲810番地 1	指定通所介護事業所デイサー ビス施設とみす寮	大洲市大洲810番地 1	平成19年4月2日
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	大洲市大洲810番地 1	特別養護老人ホームとみす寮	大洲市大洲810番地 1	平成19年4月2日
有限会社しらさぎ	大洲市平野町野田2751番地 2	ヘルパーステーションしらさ ぎ	大洲市平野町野田乙687番地 53	平成19年4月2日
社会福祉法人愛信会	伊予市森甲440番地 1	ヘルパーステ - ション森の園	伊予市森甲440番地 1	平成19年4月1日

1 1-20 1 0 7 3				,
社会福祉法人愛信会	伊予市森甲440番地 1	デイサービスセンター森の園	伊予市森甲440番地 1	平成19年4月1日
社会福祉法人愛信会	伊予市森甲440番地 1	ショートステイ森の園	伊予市森甲440番地 1	平成19年4月1日
合資会社あい愛ライフ	伊予市中山町出渕 2 番耕地44 の 3	あい愛ライフ	伊予市中山町出渕 2 番耕地44 の 3	平成19年 5 月 7 日
近藤文雄	西予市宇和町卯之町一丁目37 6 - 2	近藤医院	西予市宇和町卯之町一丁目37 6-2	平成19年 5 月28日
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番 1	指定通所介護事業所デイサー ビスセンターあいくる重信	東温市田窪2370	平成19年4月1日
医療法人辻井循環器科内科	東温市田窪2030番地	· 辻井循環器科内科	東温市田窪2030	平成19年 5 月11日
盛 次 義 隆	伊予郡松前町筒井1540番地	Dr.盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540番地	平成19年 5 月 1 日
医療法人沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町字外間 80番地	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳 洲会病院	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成19年 5 月31日
有限会社ムラカワ	西条市明屋敷108番地	有限会社ムラカワ	西条市明屋敷108番地	平成19年6月1日
有限会社東豫タクシー	西条市三津屋187番地 6	東豫介護サービス	西条市三津屋187 - 6	平成19年6月1日
社会福祉法人心生会	四国中央市三島金子二丁目 5 番23号	ヘルパーステーションオリー ブ	四国中央市三島金子二丁目 5 番23号	平成19年 5 月14日
有限会社オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	デイサービスみどり	四国中央市土居町上野2162 - 1	平成19年 5 月 1 日
三島交通株式会社	四国中央市三島朝日二丁目 1 - 10	三島介護サービス	四国中央市三島朝日二丁目 1 - 10	平成19年 5 月11日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目7番22号	訪問看護ステーションにしお か	四国中央市三島金子二丁目7番22号	平成19年 5 月14日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目7番22号	医療法人康仁会西岡病院	四国中央市三島金子二丁目 7 番22号	平成19年 5 月15日
医療法人康仁会	四国中央市三島金子二丁目 7 番22号	老人保健施設百の里	四国中央市中曽根町994	平成19年 5 月19日
医療法人社団栗整形外科病院	四国中央市中之庄町398番地 1	介護老人保健施設くりのみ館	四国中央市中之庄町393番地 1	平成19年 5 月14日
株式会社ケイアンドワイ	四国中央市三島金子一丁目 1 番21号	訪問介護サービスこころ	四国中央市中之庄町398番地 2 しのながビル2 F	平成19年 5 月14日
ヒカリメディカルサービス有 限会社	四国中央市中之庄町398番地	デイサービスひかり	四国中央市三島金子一丁目 4 番31号	平成19年 5 月14日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目 4 番23号	JAうま居宅介護支援センタ	四国中央市妻鳥町1525番地	平成19年 5 月15日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目 4 番23号	JAうまデイサービスセンタ ーあったか荘	四国中央市妻鳥町1525番地	平成19年 5 月15日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目 4 番23号	JAうまデイサービスセンタ ーあったか荘土居	四国中央市土居町土居885番 地の1	平成19年 5 月15日

社会福祉法人愛美会	四国中央市上分町乙8番地2	老人保健施設アイリス	四国中央市上分町乙8-3	平成19年 5 月18日
フランスベッドメディカルサ ービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25 番1号	フランスベッドメディカルサ ービス株式会社四国中央営業 所	四国中央市妻鳥町980 - 1森 商第二ビル1F	平成19年 5 月22日

○愛媛県告示第1137号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(地域包括支援センター)を次のように指定した。 平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(地域)包括支援センター)	主たる事務所の	地域包括支援事	業を行う事業所	 - 指定年月日		
の名が	所 在 地	名 称	所 在 地	拍足平月口		
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目 6 番55号	四国中央市地域包括支援センター	四国中央市地域包括支援セン 四国中央市三島宮川四丁目 6番55号			
今治市	今治市別宮町一丁目4-1	指定介護予防支援事業所今治 市中央地域包括支援センター	今治市北宝来町一丁目 1 - 16	平成19年 4 月 1 日		
今治市	今治市別宮町一丁目4-1	指定介護予防支援事業所今治 市伯方地域包括支援センター	今治市伯方町木浦甲1235	平成19年 4 月 1 日		
今治市 今治市別宮町一丁目4 - 1		指定介護予防支援事業所今治 市玉川地域包括支援センター	今治市玉川町三反地甲10 - 1	平成19年 4 月 1 日		
新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号	新居浜市地域包括支援センター	新居浜市一宮町一丁目5番1 号	平成19年 5 月 1 日		

○愛媛県告示第1138号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)を次のように指定した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(特定介護予防 福祉用具販売事業者)	主たる事務所の	特定介護予防福祉用具	販売事業を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	11 足 平 月 口
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港三丁目303番地	J A えひめ南福祉用具貸与事 業所	宇和島市丸之内五丁目 5 番11号	平成19年 4 月 1 日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	 今治市社協介護サービスセン ター	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8	平成19年 4 月 1 日
株式会社グリップ	今治市大西町九王甲1520	グリップ大西	今治市大西町九王甲1520	平成19年 4 月 1 日
西条市農業協同組合	西条市神拝字出口甲478番地 1	JA西条福祉用具サービス	西条市大町200 - 1	平成19年 5 月16日
うま農業協同組合	四国中央市三島金子二丁目 4 番23号	JAうま居宅介護支援センター	四国中央市妻鳥町1525番地	平成19年 5 月15日
フランスベッドメディカルサ ービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25 番1号	フランスベッドメディカルサ ービス株式会社四国中央営業 所	四国中央市妻鳥町980 - 1森 商第二ビル1F	平成19年 5 月22日

○愛媛県告示第1139号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所

の名称が次のように変更された。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所 所 在 地	変 更 年 月 日	
社会福祉法人宇和島市社会福 祉協議会	宇和島市住吉町一丁目 6 番16 号	(変更後) 宇和島市社会福祉協議会宇和 島介護保険事業所 (変更前)	宇和島市住吉町一丁目 6 番16 号	平成19年 4 月 1 日	
		社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会 (変更後) ニチイケアセンターうわじま			
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二 丁目 9 番地	(変更前) アイリスケアセンターうわじ ま	宇和島市川内甲978 - 1	平成19年 4 月 1 日	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二 丁目 9 番地	(変更後) ニチイケアセンターあけばの (変更前)	宇和島市寿町一丁目 5 - 8	平成19年4月1日	
		アイリスケアセンターあけぼ の			
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二	(変更後) ニチイケアセンターたきはま	· 新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月1日	
	丁自9番地	(変更前) アイリスケアセンターたきは ま			
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二	(変更後) ニチイケアセンターたきはま	新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月1日	
1/1/2/11—7 T 7 H	丁自9番地	(変更前) アイリスデイサービスセンタ ーたきはま	· 如旧次时时间 】日,围臼与	17%17千4万1日	

○愛媛県告示第1140号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅)介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	- 変更年月日	
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	友 史 牛 万 口	
社会福祉法人宇和島市社会福	宇和島市住吉町一丁目 6 番16	(変更後) 宇和島市社会福祉協議会宇和 島介護保険事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16	平成19年4月1日	
祉協議会	号	(変更前) 社会福祉法人宇和島市社会福 祉協議会	· 号· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	十成19年4月1日	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二	(変更後) ニチイケアセンターうわじま	- - 宇和島市川内甲978 - 1	平成19年4月1日	
休以玄社一ノーチ店	丁目9番地	(変更前) アイリスケアセンターうわじ ま	<u> </u>	十成19年4万1日	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二	(変更後) ニチイケアセンターたきはま	- - 新居浜市阿島一丁目 7 番24号	TI #10/T 4 F 4 F	
	丁目9番地	(変更前) アイリスケアセンターたきは ま	利伯次印列岛。1日/第245	平成19年 4 月 1 日	

○愛媛県告示第1141号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年6月22日

介 護 機 関 (居 宅 介 護 事 業 者) の 名 称	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	- 変更年月日
有限会社ケアステーションま	宇和島市津島町高田甲2920番	ケアステーションますほ指定	(変更後) 宇和島市津島町高田甲2920番 地 1	- 平成18年12月1日
すほ	地 1	訪問介護事業所	(変更前) 宇和島市津島町高田丁976番 地 1	十八八十八八十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十

○愛媛県告示第1142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関(居宅予防事業者)の辞退があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	辞退に係る介護予院	辞退年月日	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
岩崎統	新居浜市喜光地町一丁目 4 番 19号	岩崎クリニック	新居浜市喜光地町一丁目 4 番 19号	平成19年7月6日

○愛媛県告示第1143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関(居宅介護事業者)の辞退があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機				_	主たる事務所の		辞退に係る居宅介護事業を行う事業所			辞退年月日			
名		* 未 1	19)	称	所	在	地	名	称	所	在	地	中 迄 牛 月 日
岩	崎	統			新居浜市 19号	喜光地町一	丁目4番	岩崎クリニック		新居浜市 19号	喜光地町−	-丁目4番	平成19年7月6日

○愛媛県告示第1144号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成19年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	事業者番号	指定障害者	福祉 サービス	事 業 者	指定障害福祉	指定障害福祉:	指 定	
		氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
	3810200240	社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町一丁目 9番地8	本 宮 健次郎	生活介護	多機能型事業所今治療 護園	今治市町谷甲787番	平成19年 4月1日
	3810200240	社会福祉法人今治福祉 施設協会	今治市南宝来町一丁目 9番地8	本 宮 健次郎	自立訓練(機 能訓練)	多機能型事業所今治療 護園	今治市町谷甲787番	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1145号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成19年 6 月22日

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉	指定障害福祉	指定	
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3810500201	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲741番 地 1	久 米 浩	就労移行支援 (一般型)	わかば第2作業所・就 労移行	新居浜市船木下長野甲 2114番地	平成19年 4月2日
3810500201	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲741番 地 1	久 米 浩	就労継続支援 B型	わかば第2作業所・就 労継続(B型)	新居浜市船木下長野甲 2114番地	平成19年 4月2日

○愛媛県告示第1146号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成19年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害者	晶 祉 サ ー ビ ス	事 業 者	指定障害福祉	指定障害福祉	指定年月日		
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日	
3813500	0067	特定非営利活動法人福 祉親愛会	松山市西石井一丁目 1 番25号	渡邉文春	生活介護	トミーケア	伊予郡松前町大字徳丸 字天王1338番	平成19年 4月1日
3813500	0067	特定非営利活動法人福 祉親愛会	松山市西石井一丁目 1 番25号	渡邉文春	就労継続支援 B型	トミーワークステーション	伊予郡松前町大字徳丸 字天王1338番	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1147号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成19年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害	福祉サービス事業者		指定障害福祉	指定障害福祉	指 定	
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20 番18号	宇都宮 一 泰	生活介護	希望ヶ丘	伊予郡砥部町重光278	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1148号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成19年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉 *	指定	
争耒白留写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20 番18号	宇都宮 一 泰	自立訓練(機 能訓練)	障害者自立訓練・就労 支援センターアルムの 里	伊予郡砥部町重光280	平成19年 5月1日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20 番18号	宇都宮 一 泰	自立訓練(生 活訓練)	障害者自立訓練・就労 支援センターアルムの 里	伊予郡砥部町重光280	平成19年 5月1日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20 番18号	宇都宮 一 泰	就労移行支援 (一般型)	障害者自立訓練・就労 支援センターアルムの 里	伊予郡砥部町重光280	平成19年 5月1日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20 番18号	宇都宮 一 泰	就労継続支援 B型	障害者自立訓練・就労 支援センターアルムの 里	伊予郡砥部町重光280	平成19年 5月1日

○愛媛県告示第1149号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。 平成19年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害	指定障害福祉	指定障害福祉サービス事業所					指 定年月日					
争耒白宙写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名			名	サービスの種類	名	称	所	在	地	年月日
3810101018	株式会社縁	松山市福音寺町44番地	梅	田	直	利	居宅介護	訪問介護縁		松山市社	音寺町	J44番地	平成19年 5月1日
3810101018	株式会社縁	松山市福音寺町44番地 1	梅	田	直	利	重度訪問介護	訪問介護縁		松山市社	音寺町	J44番地	平成19年 5月1日

○愛媛県告示第1150号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。 平成19年6月22日

就 任

役員の種類	氏 名			名	住	所
理事	神	野	貞	利	新居浜市萩生674番地	
"	守	谷	健	治	新居浜市萩生582番地 - 1	
"	真	鍋	敏	夫	新居浜市萩生763番地	
"	褔	田	道	憲	新居浜市萩生621番地 - 1	
"	土	岐	若	水	新居浜市萩生250番地 - 1	
"	±	岐	博	章	新居浜市萩生272番地 - 2	
"	土	岐		博	新居浜市萩生302番地 - 1	
"	福	田	健	剛	新居浜市萩生448番地	
"	藤	田	平	夫	新居浜市萩生948番地	
"	渡	辺		彰	新居浜市萩生453番地 - 2	
監事	加	藤	恒	孝	新居浜市萩生821番地 - 2	
"	秦		初	義	新居浜市萩生956番地	
"	菅			勝	新居浜市萩生632番地 - 13	

退 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	福	福田健剛		剛	新居浜市萩生448番地	
"	藤	田	年	喜	新居浜市萩生680番地	
"	土	岐	若	水	新居浜市萩生250番地 - 1	
"	加	藤	繁ス	太郎	新居浜市萩生678番地 - 1	
"	上	野	栄	Ξ	新居浜市萩生788番地	
"	大	角	義	貞	新居浜市萩生358番地 - 5	
"	藤	田	平	夫	新居浜市萩生948番地	
"	土	岐	和	美	新居浜市萩生295番地 - 2	
"	守	谷	輝	雄	新居浜市萩生582番地 - 1	
"	渡	辺		彰	新居浜市萩生453番地 - 2	
監事	林		国	治	新居浜市萩生957番地	
"	秦		初	義	新居浜市萩生956番地	
"	桑	Щ	尚	久	新居浜市萩生641番地 - 1	

○愛媛県告示第1151号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の	種類	氏	,		名	住	所
理	事	石	Ш	公	Ξ	西条市禎瑞656番地	
"		加	藤	_	彦	西条市禎瑞612番地	
"		白	石		充	西条市禎瑞929番地	
"		図	子	_	義	西条市禎瑞297番地 1	
"		図	子	義	樹	西条市禎瑞293番地	
"		Ξ	崎	悦	美	西条市禎瑞402番地 3	
"		近	藤	_	雄	西条市中野甲310番地	
"		石	Ш		孝	西条市古川乙53番地 5	
"		広	瀬		司	西条市古川乙43番地 2	
"		真	木	秀	明	西条市古川乙251番地	

"	青	木		徹	西条市古川甲25番地 3
"	山	地	伸	_	西条市古川甲159番地 1
監事	伊	東		章	西条市禎瑞618番地
"	田	中	国	貞	西条市禎瑞939番地 2

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	白	石		充	西条市禎瑞929番地	
"	図	子	義	樹	西条市禎瑞293番地	
"	高	橋	静	雄	西条市禎瑞617番地	
"	Ξ	崎	淳	市	西条市禎瑞712番地	
"	宮	武	益	男	西条市禎瑞670番地	
"	明	比		勲	西条市中野甲924番地	
"	石	Ш		孝	西条市古川乙53番地 5	
"	伊	東		要	西条市古川乙161番地	
"	広	瀬		司	西条市古川乙43番地 2	
"	真	木	秀	明	西条市古川乙251番地	
"	青	木		徹	西条市古川甲25番地 3	
"	山	地	伸	_	西条市古川甲159番地 1	
監事	伊	東		章	西条市禎瑞618番地	
"	田	中	围	貞	西条市禎瑞939番地 2	

○愛媛県告示第1152号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 6 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名				住	所
理事	渡	部	宗	清	東温市志津川1249番地 2	
"	和	田	敏	明	東温市志津川72番地	
"	中	野	進	弘	東温市志津川687番地	
"	門	田		弘	東温市横河原355番地108	
"	宮	内		秀	東温市志津川74番地 1	
"	高	塚	Ξ	郎	東温市志津川583番地 1	
"	池	田	典	弘	東温市志津川690番地	
"	高	塚	荘	_	東温市志津川636番地 4	
"	大	立	登洞	歩治	東温市志津川1521番地 2	
"	水	田	康	雄	東温市志津川1394番地 3	
"	大	西	正	康	東温市志津川1718番地 4	
"	越	智	賢	治	東温市志津川1790番地	
"	松	本	哲	郎	東温市志津川1868番地	
監事	山	内	或	義	東温市志津川1259番地 3	
"	大	野	史	雄	東温市志津川1510番地	

退任

役員の種類	氏 名		住	所
理事	佐 伯 清	美	東温市志津川645番地	
"	高須賀 四	郎	東温市志津川813番地 2	

"	氏	家	武	雄	東温市横河原184番地
"	森		省	Ξ	東温市志津川514番地
"	豊	田	守	重	東温市志津川527番地 1
"	高	塚	Ξ	郎	東温市志津川583番地 1
"	武	智	昭	_	東温市志津川692番地
"	Щ	内	或	義	東温市志津川1259番地 3
"	露		博	臣	東温市志津川1525番地
"	露 和	田田	博定	臣良	東温市志津川1525番地東温市志津川1423番地
				_)
"	和	田		良	東温市志津川1423番地

"	松	本	哲	郎	東温市志津川1868番地
監事	寺	澤	房	和	東温市志津川113番地
"	伊	藤	正	夫	東温市志津川1822番地

○愛媛県告示第1153号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松野町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山市地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		494号		上浮穴郡久万高		1108番2から	ò				平成19年 6 月27日 12:00

○愛媛県告示第1155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	串内子線	大洲市柳沢乙636番 6 から		旧	メートル 7 D~16 D	キロメートル 0 .141	
宗 追	中闪丁級	同市柳沢乙623番 2 まで		新	13 5~41 D	0 .141	

○愛媛県告示第1156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	串内子線	大洲市柳沢乙6							平成19年 6 月22日

○愛媛県告示第1157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

道路の種類	路線名	区	間	旧·新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2183番 2 から		旧	メートル 3 3~10 D	キロメートル 0 246	
宗 追	女	同町沖浦甲1番2地先まで		新	10 9~24 2	0 246	

○愛媛県告示第1158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	内子	河辺野	村線	喜多郡内子町重			ò				平成19年 6 月22日

○愛媛県告示第1159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下470番 7 から	IΒ	メートル 45~12.0	キロメートル 0 205	
宗 追	囚兄 日田級	同町宮野下451番地先まで	新	7 D~16 D	0 205	

○愛媛県告示第1160号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	広見吉田線	宇和島市三間町 同町宮野下456							平成19年 6 月22日

○愛媛県告示第1161号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成19年 6 月22日

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建(開)第12号 平成19年6月5日	伊予市米湊字大角藏1465番 1 、1465番 6 、1465番 8	伊予市米湊1698番地の6 ヤマキ株式会社 代表取締役社長 城 戸 善 浩
19松局建(開)第13号 平成19年6月6日	伊予市上野字上丸田636番 3	伊予市上野619番地 渡 部 通 博

19松局建(開)第14号	東温市松瀬川字横灘甲471番2、甲471番8、甲472番2、甲473番1、甲47	松山市北井門二丁目 1 番14号 株式会社上浮穴産業
平成19年6月7日	3番 2	代表取締役 西 岡 貞 夫

公 告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏	名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 6 月11日	特定非営利活動法人 にっこりーの	髙 原	茂	四国中央市川之江町1814番地の5	この法人は、四国中央市とその近隣地域の不特定多数の個人・団体を対象に、住みよい地域環境の実現と活性化を踏まえたまちづらり活動として、子育て中の親子からシニア(高齢者)をで地域住民への様々な支援に関する事業等を行い、《老若男女》誰にとっても身近で、会い、豊いで安心して暮らすことのできる、活力ある地域の形成に貢献することを目的とする。

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 6 月13日	特定非営利活動法人 自立生活センター松山	久 保 智 子	松山市小坂一丁目 1 番10号	本会は、様々な人々が共に生活していく社会の 実現を図るため、障害者や高齢者が自立した生 活を営んでいくための支援に関する事業、福祉 の増進に関する事業を行い、もって社会全体の 利益の増進に寄与することを目的とする。

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	
平成19年 6 月13日	特定非営利活動法人えひめ障害者ヘルパーセンター	金村厚司	松山市紅葉町 3 番45号	障害者自立支援法に基づき、利用者とサービス 提供者とが対等な関係で過不足ないサービスが 提供され、サービスに直接携わる福祉従事者の 地位と資質が向上するよう、福祉社会の実現に 寄与することを目的とする。	

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	
平成19年6月13日	NPO法人 ボランティア神輿の会	平野昌弘	松山市三番町二丁目 5 番地14	この法人は、地域における福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進を図り、社員による協働事業を行い、地域社会の振興に寄与することを目的とする。	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成19年6月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数

1 211 253

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24 226

(3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数268 543

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選	挙	区	別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市の3分の1の次 学区にあったる の4の1下では、数にたからでは、数にたからでは、数にであるをでは、数にた数にである。 と40万下で数とといて得た数といて得た数)で得た数)
伊	伊 予 郡		郡	44 ,053	14 ,685

南宇和郡	22 ,703	7 ,568
松山市・上浮穴郡	425 ,764	137 ,628
今治市・越智郡	152 ,314	50 ,772
宇和島市・北宇和郡	89 517	29 ,839
八幡浜市・西宇和郡	44 ,922	14 ,974
新 居 浜 市	103 290	34 <i>4</i> 30
西 条 市	94 ,181	31 ,394
大洲市・喜多郡	58 ,130	19 ,377
伊 予 市	32 ,936	10 ,979
四国中央市	77 ,095	25 ,699
西予市	38 ,138	12 ,713
東 温 市	28 ,210	9 ,404

雑 報

〇公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成19年6月22日

愛媛県総合教育センター所長 藤 上 惠 三

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札公告日
教育用コンピュータシステムの借入 れ	愛媛県総合教育センター 愛媛県松山市上野 町甲650番地	平成19年 5 月15日	パナソニックSSマー ケティング(株)中四国社 愛媛支店 松山市保免上一丁目16 - 25	726 ,999円	一般競争入札	平成19年4月3日

正 誤

○正 誤

平成19年3月30日付け第1848号愛媛県規則第9号(愛媛県職員委員会規則等の一部を改正する等の規則)中

ページ	箇 所	誤	正
336	上から 1 行目	出納課長長	副出会計納長課長